

| | | |
|---------|---|-----------------|
| 32 | 都市整備局 | 緑の戦略的な保全・創出の取組 |
| 事業概要 | <p>1 「緑の広域計画（仮称）」策定 「緑をまもり、育て、活かす」取組を強力に推進していくため、都市緑地法に基づく「緑の広域計画（仮称）」を策定</p> <p>2 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく事業の推進 都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と整備効果の早期発現に向けた取組の推進</p> <p>3 「緑確保の総合的な方針」に基づく取組の推進 都市の貴重な緑を保全するため、緑に関する制度、施策を活用して緑の確保を推進</p> <p>4 民間活力により創出する緑の誘導 都市開発諸制度等により創出される公開空地等のみどりについて、安全、快適で美しいまちづくりに資するよう指導</p> | |
| これまでの経過 | <p>1 「緑の広域計画（仮称）」策定 「緑の広域計画（仮称）」策定に向けた検討に着手した。</p> <p>2 「都市計画公園・緑地の整備方針」の策定、改定と事業の推進 都及び区市町合同で平成18年に方針を策定し、平成23年に改定。令和2年7月に再改定、公表し、令和11年度までに優先的に整備を進める「優先整備区域」530haを明らかにした。</p> <p>3 「緑確保の総合的な方針」の策定、改定と取組の推進 都及び区市町村合同で平成22年に方針を策定し、丘陵地や崖線、屋敷林、農地など今後10年間で確保が望ましい緑を「確保地」として選定、平成28年に確保地を追加。令和2年7月に改定、公表し、「確保地」306haを選定した。</p> <p>4 民間活力により創出する緑の誘導 都市開発諸制度等により創出される緑に対し、「公開空地等のみどりづくり指針」を定め、指針に基づいた、みどりのネットワークの形成や美しい空間の創出に配慮した計画立案を求めている。</p> | |
| 現在の進行状況 | <p>1 「緑の広域計画（仮称）」策定 「緑の広域計画（仮称）」策定に向けた検討に着手している。</p> <p>2 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく事業の推進 本方針に基づき、区市町と連携し、公園・緑地の計画的な整備を推進している。</p> <p>3 「緑確保の総合的な方針」に基づく取組の推進 本方針に基づき、区市町村と連携し、既存の緑を守る取組を進めている。</p> <p>4 民間活力により創出する緑の誘導 民間事業者による良好なみどり空間の形成を誘導している。</p> | |
| 今後の見通し | <p>1 「緑の広域計画（仮称）」策定 来年度の策定に向けて内容を検討していく。</p> <p>2 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく事業の推進 本方針に基づき、公園・緑地の計画的な整備を推進していく。</p> <p>3 「緑確保の総合的な方針」に基づく取組の推進 本方針に基づき、既存の緑を守る取組を推進していく。</p> <p>4 民間活力により創出する緑の誘導 引き続き、民間事業者による良好なみどり空間の形成を誘導していく。</p> | |
| 問合せ先 | 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 | 電話 03-5388-3264 |